<クレアール 無断・流布を禁じます>

第 **1** 問 答案用紙<1> (監 査 論)

問題 1

利害の対立:経営者には不利な情報を隠蔽し有利な情報のみを公開することで株価の上昇・維持、自己の利益につなげるという動機が存在する。これが企業価値を棄損し、また投資者の投資判断を誤らせることになり、経営者と 投資者との利害が対立する。このため財務諸表監査が必要とされる。

重要な影響:財務諸表監査が存在しない場合、会計数値の信頼性が担保されず資本市場の信頼性が損なわれる結果、上場企業は必要とする十分な資金を 集めることが困難となり、国民経済の健全な発展が阻害されるという重要な 影響をもたらす。このため財務諸表監査が必要とされる。

複雑性:会計基準の国際化、商取引の複雑化により、財務諸表が極めて複雑化しており、財務諸表利用者が自ら財務諸表を理解し適正性を判断するのが困難となりつつある。そこで会計の職業的専門家である監査人が財務諸表監監査を行い、その適正性に関し意見を表明する必要がある。

遠隔性:資本市場の拡大により利害関係者は遠隔地に居住しており、また企業の情報にアクセスすることも容易ではない。このように距離的・物理的な遠隔性が存在するため、企業と密に接し、重要な情報を入手することができできる立場にある監査人による財務諸表監査が必要とされる。

第 **1** 問 答案用紙<2> (監 査 論)

問題2

問 1

「監査の目的」が監査基準の冒頭に位置付けられていることにより、その 目的が利害関係者により深く明瞭に周知され、期待ギャップの解消につなが ることが期待されるためである。また監査の目的をこのように明確にするこ とにより、監査基準の枠組みも自ずと決まることにつながるためである。

問 2

共通点:経営者が採用した会計方針が会計の基準に準拠し、それが継続的に 適用されているかどうか、その会計方針の選択や適用方法が会計事象や取引 の実態を適切に反映するものであるかどうかに加え、財務諸表における表示 が利用者に理解されるために適切であるかどうかについて判断する点。 相違点:適正性の意見には、財務諸表が全体として適切に表示されているか否かに ついての一歩離れて行う評価が含まれるが、準拠性の意見には含まれない点。

問題3

問 1

不正リスク対応基準は上場企業等に対する監査に限定して適用されること、 また不正リスクに対応するために特に監査人が行うべき監査手続等を一括し て整理した方が理解しやすいと考えられることから、監査基準とは別に設定 されている。

問 2

不正リスク対応基準は、法令により準拠が求められている場合は、監査 基準とともに、一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成し、監査基準と 一体となって適用されるという関係にある。

第 **2** 問 答案用紙<1> (監 査 論)

問題 1

問 1

アサーション:評価

どのような虚偽表示が生じる可能性があるか:製造設備に係る将来キャッシュ

・フローを過大に見積もり、減損損失を過少に見積もる可能性。

アサーション: 実在性

どのような虚偽表示が生じる可能性があるか:技術革新により製造設備が陳腐

化し、除却されているにもかかわらず、オンバランスされている可能性。

問2

固有リスク要因:不確実性

具体的な事象又は状況:製造設備に係る将来キャッシュ・フローが将来の事業

計画に基づく営業利益を基礎としているため、見積りに不確実性が存在する。

固有リスク要因:変化

具体的な事象又は状況:半導体製品市場の競争激化が進展し市場シェアが変動

した結果、甲社の収益性が悪化しており、事業環境に変化が認められる。

問3

特別な検討を必要とするリスクは、不正の疑いがある取引、会計上の見積り、

収益認識等について決定されるが、これらについて適切な内部統制の構築が

困難なことが多く、さらに経営者による内部統制無効化リスクが存在する。

また固有リスクに着目しその項目が本来有するリスクを適切に評価すること

が、適切なリスク評価に結びつき、特別な検討を必要とするリスクに対応する

適切なリスク対応手続の立案が可能となる。以上から内部統制を考慮しない。

第 **2** 問 答案用紙<2> (監 査 論)

問題2

問 1

実現可能性のないシナリオによる減損回避を防止する目的で、将来キャッシュ
・フローの見積りの妥当性について検討する。具体的には、過去の事業計画達成
状況のバックテストを行った上で、収益性の悪化といった最新の事情を織り
込んだ最も現実的なシナリオが採用されているかどうかを判断する。
さらに減損損失の計算の正確性を検証する目的で、採用する割引率の適切性に
ついても検証する。

問 2

まず監査人は、経営者が修正をしない理由を把握する。そして監査役等に当該 事項を報告する際に、当該事項が未修正の重要な虚偽表示である旨も明示し、 経営者に当該事項の修正を要請するよう依頼する。それでも経営者が修正しな い場合、監査人は他の項目と合わせて、集計された未修正の虚偽表示が財務諸表 に及ぼす影響を評価する。 すでに当該減損損失の過少計上に重要性はあると判断されているため、

集計された未修正の虚偽表示に広範性があれば不適正意見を表明し、広範性が

なければ除外事項を付した限定付適正意見表明することになる。